技術職員名簿に掲載されていない技術者で、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人の常勤役員及び個人事業主を含む）について記入します。
※技術者とは、主任技術者若しくは監理技術者になる資格を有する者、又は1級技士補若しくは2級技士補です。
※事前に（公財）青森県建設技術センターで、記載した技術者の常勤性及びCPD単位取得の状況等について確認を受けてください。

許可番号	02－099999
申請者	（株）青森建設

様式第４号

（用紙A4）
年　　月　　日

CPD単位を取得した技術者名簿
（技術職員名簿に記載のある者を除く）

年齢が若い順に記入。

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	東青　一平	H5.6.1	30
2	西北　四平	S62.5.7	30
3	上北　五平	S59.11.21	20
上記技術者が取得したCPD単位の合計（①）			80
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計（②）			50
CPD単位総計（①＋②）			130

※CPD単位取得数算定表の「CPD単位（換算後）」の数字を記入。
技術者が審査基準日前１年間に取得したCPD単位が対象。

※小数点以下は切り捨て。
※技術者１人当たり、30単位まで計上可能。

技術職員名簿の「CPD単位取得数」の合計を記入します。

項番61「CPD単位取得数」と一致します。

記載要領
1　この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、
は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則
別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
2　「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定さ
CPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

経審申請時に（公財）青森県建設技術センターの確認済印が無い場合は受付できません。